

延岡市旧清掃工場煙突解体工事の条件付一般競争入札に係る
低入札価格調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 延岡市旧清掃工場煙突解体工事の条件付一般競争入札において、落札候補者が低価格入札者であった場合において、当該落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であるかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うため、延岡市旧清掃工場煙突解体工事低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 調査の対象となる工事は、次の工事とする。

(1) 延岡市旧清掃工場煙突解体工事

(所掌事務)

第2条 委員会は、本工事の低価格入札者が落札候補者となった場合には、低入札価格調査を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

2 委員会の会議は、非公開とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、赤木副市長、総合政策部長、総務部長、市民環境部長、都市建設部長及び上下水道局長をもって組織する。

2 委員会の委員長は、赤木副市長とする。ただし、委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会は、本工事の契約完了をもって解散する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、延岡市市民環境部廃棄物処理施設整備室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。